

## 第 2 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 平成 2 9 年 1 0 月 2 6 日 (木)

本会議終了後

ところ 第 1 委員会室

### 付議事項

#### 1 議案の審査方法について

- (1) 第二次総合計画に関する議案について (資料 1)
- (2) 一般会計予算及び決算について (資料 2)
- (3) 山口東京理科大学に関する議案について

#### 2 各種委員等の選出方法について

- (1) 宇部・山陽小野田消防組合議会議員について
- (2) 市都市計画審議会委員について

(先例)

各種委員等名	人数	選出方法
宇部・山陽小野田消防組合議会議員	3 人	総務文教 1 人 民生福祉 1 人 一般会計 1 人
市都市計画審議会委員	5 人	総務文教 2 人 産業建設 3 人

\* 消防議会議員 一般会計設置前は副議長

#### 3 1 2 月定例会の日程案について (資料 3)

#### 4 今後の検討事項について

- (1) 広報広聴特別委員会の設置について
- (2) 市議会モニターについて
- (3) 申入書について (資料 4)

#### 5 その他

## 総合計画審査特別委員会の構成(案)

### 1 委員会の概要

- (1) 審査事項 議案第81号 第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想及び基本計画の策定について
- (2) 委員数 21人（議長を除く議員全員）

### 2 分科会の設置

次の分科会を設置して審査する。

名称	定数	構成	所管
基本構想分科会	9人	他の分科会から3人ずつ (分科会長必須)	・基本構想 ・基本計画のうち重点プロジェクト
総務文教分科会	7人	総務文教常任委員	・基本計画のうち総務文教常任委員会所管部分
民生福祉分科会	7人	民生福祉常任委員	・基本計画のうち民生福祉常任委員会所管部分
産業建設分科会	7人	産業建設常任委員	・基本計画のうち産業建設常任委員会所管部分

### 3 分科会の構成員の名称

分科会の構成員の名称は、会長、副会長、委員とする。

### 4 分科会の正副会長

分科会の正副会長は、各常任委員会の正副委員長をもって充てる。

ただし、基本構想分科会は、委員の互選による。

## 総合計画審査特別委員会審査フロー

月日	会議名	内 容
10/27	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議案上程、説明、<u>質疑</u>、特別委員会設置・付託</li> <li>※ 全議員が付託先の委員であり、具体的な質疑は委員会や分科会で行うので、大局的な質疑のみとする。</li> </ul>
10/27	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 正副委員長互選</li> <li>○ 分科会設置</li> <li>○ 企画課から概要説明、<u>質疑</u></li> <li>※ 詳細部分に関する質疑は分科会で行う。</li> <li>○ 今後の審査方法の確認</li> <li>○ 継続審査の決定</li> </ul>
閉会中	分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管部分の審査</li> </ul>
}	(委員会)	<p style="text-align: center;">(必要があれば開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分科会長中間報告、質疑</li> <li>○ 今後の審査内容の協議</li> </ul>
}	(分科会)	<p style="text-align: center;">(必要があれば開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管部分の審査</li> </ul>
}	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分科会長報告、質疑、討論、採決</li> </ul>
}	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員長報告、<u>質疑</u>、討論、採決</li> <li>※ 全議員が付託先の委員なので、本会議での質疑は行わない。</li> </ul>

## 山陽小野田市議会一般会計予算決算常任委員会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、山陽小野田市議会委員会条例（平成17年山陽小野田市条例第209号。以下「委員会条例」という。）及び山陽小野田市議会会議規則（平成17年山陽小野田市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に定めるもののほか、一般会計予算決算常任委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（分科会の設置等）

第2条 一般会計予算決算常任委員会に会議規則第101条の規定により次の表の左欄に掲げる分科会を置き、その担当事項はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	担 任 事 項
総務文教分科会	歳入、地方債 歳出等：総務文教常任委員会が所管する部分
民生福祉分科会	歳出等：民生福祉常任委員会が所管する部分
産業建設分科会	歳出等：産業建設常任委員会が所管する部分
備考 歳出等とは、歳出及び債務負担行為をいう。	

（分科会の組織等）

第3条 一般会計予算決算常任委員会の委員は、委員会条例第2条第2項第1号から第3号までに規定する常任委員会に対応する分科会にそれぞれ所属するものとする。

- 2 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、それぞれ当該分科会に対応する常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。
- 3 分科会長は、分科会の議事を整理し、秩序を保持する。
- 4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は欠けた

ときは分科会長の職務を行う。

(分科会の運営等)

第4条 分科会は、分科会長が招集する。

- 2 分科会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 分科会においては、討論及び採決は行わない。
- 4 分科会長は、分科会での審査の内容をまとめ、一般会計予算決算常任委員会で報告するものとする。
- 5 分科会の会議は、原則としてこれを公開する。ただし、分科会の決定により非公開とすることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、分科会の運営については、委員会条例及び会議規則に定める委員会に関する規定を準用する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、一般会計予算決算常任委員会の運営に関し必要な事項は委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

(参考資料)

## 一般会計予算決算常任委員会審査フロー

会議名	内 容
本会議	○ 議案上程、説明、 <u>質疑</u> 、委員会付託 ※ 全議員が付託先の委員であるが、所属分科会以外の部分の質疑は行える。
分科会	○ 所管部分の詳細説明・質疑
委員会	○ 分科会長報告、質疑、討論、採決
本会議	○ 委員長報告、 <u>質疑</u> 、討論、採決 ※ 全議員が付託先の委員なので、本会議での質疑は行わない。

## 平成 29 年第 4 回（12 月）議会日程調整表（案）

月	日	曜日	日程
11	24	金	
	25	土	
	26	日	
	27	月	
	28	火	告示（議案配布）
	29	水	一般質問通告締切・聞取
	30	木	議運・聞取
12	1	金	
	2	土	
	3	日	
	4	月	
	5	火	本会議初日
	6	水	委員会
	7	木	委員会
	8	金	委員会
	9	土	
	10	日	
	11	月	委員会予備日
	12	火	委員会予備日
	13	水	一般質問
	14	木	一般質問
	15	金	一般質問
	16	土	
	17	日	
	18	月	一般質問
	19	火	委員会
	20	水	休会（議事整理）
	21	木	休会（議事整理）
	22	金	本会議最終日
	23	土	休日（天皇誕生日）
	24	日	休日
	25	月	

※一般質問通告は、当該日の午前中までが期限。